

【書 評】

菊地かおり著

『イングランドのシティズンシップ教育政策の展開
——カリキュラム改革にみる国民意識の形成に着目して』

(東信堂、2017年)

新井 浅浩

(城西大学)

シティズンシップ教育に対する関心は1990年代以降世界的に高まり、各国政府や民間団体、国際機関は様々な政策提言を始めた。そのような中、イングランドでは2002年から義務教育段階の中等学校において教科「シティズンシップ」を必修化し、注目を集めた。本書は、イングランドにおけるシティズンシップ教育政策を取り上げ、そこで捉える国家、社会の構成員の範囲やその意味をめぐる認識の変化がその都度のカリキュラムによって提示されるシティズンシップ教育の内実やその中核となる価値をどのように構築／再構築しているのかを明らかにしようとしたものである。国家、社会の構成員の範囲やその意味を考察するにあたって、シティズンシップの要素を地位（国籍）、権利、アイデンティティに分けて分析している。また、シティズンシップ教育のカリキュラム改革を3つの時期に区分し、それぞれにおいて中核となる価値のカリキュラム上の位置づけを分析したものである。研究の方法は、シティズンシップ教育のカリキュラム創設や改訂に向けて発表された報告書と、それらを主導した人物の著書等の分析が中心となっている。

以下、本書の内容を見てみよう。

序章において、本研究における分析枠組が示されているが、国民意識の形成にかかわるシティズンシップの構成要素として、地位（国籍）、権利、アイデンティティの3つを挙げている。また、同章においては、本研究の鍵概念をめぐる訳語の用法を注意深く整理している。これらはシティズンシップ教育研究やイギリス教育研究において、常に問われるものである。多義性を持つ用語、例えば、citizenは国民なのか、市民なのか、citizenshipは国籍なのか、市民権なのか、あるいはシティズンシップとするのか、nationは国民なのか、民族なのか、あるいは連合王国を構成する地域の場合にはネイションとするのか等について定義している。また、イギリスと総称されるEngland / UK / Britainは、それぞれ、イングランド、連合王国、ブリテンをあてているが、これらについては単に呼称の問題だけでなく、地位（国籍）とそれに伴う権利やアイデンティティと結びつくものである。

第1章では、連合王国／ブリテンにおける帝国に由来するシティズンシップの特質を整理している。シティズンシップの潮流として、国民国家を前提としたシティズンシップからの転換が指摘されている中、イングランドの場合は、そもそも国民国家を前提としたシティズンシップが不

在であったことを指摘している。これは、多くの国々が第二次大戦後に植民地との関係を清算した中、連合王国では、その関係を戦後もコモンウェルスとのつながりを重視することで維持していたことに起因している。すなわち帝国に由来するシティズンシップが戦後も継続したのである。しかしそれも1981年ブリテン国籍法により「ブリテン国民」という成員資格ができるなどにより、変化が見られたと指摘している。ただしそれはブリテン人意識というものと結びついたものではなかったという。また、権利としてのシティズンシップは国籍と結びついたものとして規定されることはなかったが、その背景にはブリテンには市民的自由という考え方があり、権利は残余のものと定義されてきたことによる。そしてアイデンティティとしてのシティズンシップについては、連合王国においては、ネイションが重層的に捉えられ、したがってそのナショナル・アイデンティティも、多元的なものとなっている。連合王国では、それぞれの地域において異なる教育制度が維持されてきたことから、ブリテン国家の形成に教育が果たした役割が高くなかったこともこの状況をもたらした一因といえるという。こうした帝国に由来するシティズンシップの特質を踏まえることが、今日のイングランドのシティズンシップ教育のカリキュラムにおける国民意識の形成について本研究が的確に捉えることに繋がったといえる。

本研究では、シティズンシップ教育のカリキュラム改革を3期に分けて考察しているが、第2章では、そのうちの第1期カリキュラム改革(1988～1990年)を取り上げている。同時期は、イングランドにおいて初めてのナショナル・カリキュラムが導入された時期であり、シティズンシップ教育はナショナル・カリキュラムの教科には含まれなかったが、それ以外の教科横断型のテーマの一つとして、導入のためのガイダンスが提示されたのである。この時期に提案されたシティズンシップ教育が国民意識の形成に結び付かなかった背景には、当時は、シティズンシップを連合王国という枠組みでは定義できなかったことが要因であるとしている。例えば人権という要素が国際社会の法的枠組みを重んじたという点は、それが積極的に採用されたというよりも、ナショナルな枠組みに基づく定義が不可能であったためともいえるとのことである。

第3章では、第2期カリキュラム改革(1997～2000年)が中心であるが、ここにおいて、イングランドでは、中等学校義務教育段階で教科「シティズンシップ」が必修となる。本書では、必修化に至るまでの人権法や、審議経過、助言グループの報告書、成立したカリキュラムを丁寧に検討している。その結果、人権法の成立により、シティズンシップの権利は明確化されたが、この第2期カリキュラム改革においては、国民意識の形成につながる中核となる価値は明示されなかったことを指摘している。

第4章で取り上げられた第3期カリキュラム改革(2005～2007年)では、第2期において必修化されたシティズンシップ教育の見直しについて検討された。この時期においては、2005年のロンドン同時多発テロ事件がイギリス生まれの若者によって起こされたことなどに起因して、ブリティッシュネス(ブリテンらしさ)が問われるようになった。検討グループによるこうした議論があったが、結果としてナショナル・カリキュラムにおいては、ブリティッシュネスという用語が使われることはなく、複合的ネイション国家である連合王国を統合の基礎としての共同体として提示するに至った過程が描写されている。

これらの検討を受けて終章では、シティズンシップ教育のカリキュラム改革において国民意識

の形成にかかわる論点の変化をまとめている。まず一連のカリキュラム改革の中で、シティズンシップ教育の前提となる共同体は、当初から重層的であるとされていたが、2000年代半ば以降、「ブリティッシュネス」「ブリテンの価値」「連合王国」という枠組みで捉える試みが出てきた。しかしながら、改訂されたナショナル・カリキュラムでは、それらを促進することは慎重に避けられた。また、人権の価値について当初は中心であったものが、その後は周辺的になったことも指摘された。

このように、シティズンシップ教育のカリキュラム改革においては、連合王国を構成する人々にみられるシティズンシップの要素間のずれを自覚的に認識し、人々の現実に合わせるかたちで構想しようとしていると指摘しているが、これはグローバル化時代におけるシティズンシップ教育の在り方を考える上で必須の視点であると指摘している。

以上、本書の内容を概観したが、本研究で評価される第一の点は、検討の出発点としての序章の記述が丁寧であることである。とりわけ、citizen、citizenship、nation、England、UK、Britain についての訳語の検討は、単なる用語の使い方だけにとどまらない、考察における重要な検討枠組みの設定であるし、イギリス研究に臨む際に我々が経験するジレンマに正面から向き合っている。

第二には、シティズンシップ教育のカリキュラム改革を各改革期における議論を跡付ける形で導入期から通時的にその展開を検討したことであり、その際、特に国民意識の形成に焦点を絞ったことである。従来のシティズンシップ教育の考察は資質能力を育成するという点に注意が向けられる傾向があったが、本研究で検討した国民意識の形成に視点を置くことは、時を経るごとにその重要性が高まったといえる。とりわけ、上記に指摘したように2005年のテロ事件以降は、その認識が一層強まっている。

しかしながら、いくつか疑問点も指摘しておきたい。本研究の枠組みとして国民意識の形成にかかわるシティズンシップの3つの要素として地位（国籍）、権利、アイデンティティが挙げられている。これは、本研究の大きな特徴として評価できるが、シティズンシップ（教育）の議論において、権利は常に義務もしくは責任と対になって論じられており、そのことがシティズンシップの内実を示すものと思われるが、権利のみを抽出しているのには、多少の違和感を覚えた。

また、本研究の狙いは、国民意識の形成がカリキュラムにどう反映されてきたかを考察するものであったが、EUとの対応関係についても、もう少しふれて欲しかった。1990年代以降のシティズンシップ教育の議論が、EUを検討の範疇外としてきたとは考えられず、また連合王国が2016年6月にEU離脱の国民投票が可決したことの意味を理解する上でも、それまでの時期のシティズンシップ教育のカリキュラムが国民意識を形成する際にEUをどう捉えていたかを検証しておくことは意味があったと思う。このような点が気になったが、本書が、シティズンシップにおける国民意識の形成に関わる諸要素のずれを認識した上でシティズンシップ教育を検討したという意味で、極めて意義深い研究である点は疑い得ない。

ところで、イングランドでは、2014年以降、ブリテンの価値（British Values）を学校で教えることが義務付けられ、OFSTEDの学校監査でそれが評価を受けることとなった。ここでの価値とは、「民主主義」「法の支配」「個人の自由」「相互尊重」「多様な信仰を持つものや無信仰のもの

のへの寛容」というようにブリテンに限った価値というよりも、民主主義一般の価値といえるものである。その取り組みは、シティズンシップ教育のカリキュラム改革における共有の価値についての議論が土台になっており、本書における検討が、それらの現象を深く理解する助力となるだろう。

なお、本書は著者が筑波大学大学院人間総合科学研究科基礎学専攻に提出した博士論文を一部修正して刊行されたものである。